

役職員行動規範

役職員行動規範

(はじめに)

当社は、信用第一を社是とし株主・取引先・コミュニティー等の当社を取り巻く多様なステイクホルダーに対し、透明性の高い品格を持った会社として貢献して行くことを経営目標のひとつとしています。このようなコーポレートガバナンスの向上とリスク管理の充実を図るためには、法令を遵守することに留まらず、高い企業倫理と社員倫理を保つことが極めて重要です。

当社は従来倫理維持や法令遵守に関し、その重要性を認識し、機会あるごとに従業員に対してもこの法令遵守を励行させてきましたが、今般「中央ビルト工業役職員行動規範」として取り纏め、当社のコンプライアンスに関する姿勢を内外へ示し、対応体制を整備・再確認すると共に、社内の意識高揚を図りたいと考えます。

コンプライアンスの要諦は、風通しの良い職場環境と円滑なコミュニケーションを通じ、問題の発生を未然に予防することにあります。一方、万一不幸にして問題が発生した場合には、直ちに上司並びに関係者に報告・相談し、スピーディー且つ適切な処置を施すことが大切です。役職員各位には、本行動規範を日常の行動の指針として熟読・活用願ひ、社会人としての良識と責任をもった行動を取るようお願いいたします。

(適用対象者)

1. この規範は、当社の全役職員(出向社員、嘱託、出向受入嘱託、派遣社員等を含む)に適用される。
2. 業務委託先が常駐社員を置く場合、常駐社員にこの規範を遵守させるよう業務委託先に要請する。

(役職員行動規範本文)

(法令の遵守、倫理的行動、人権の尊重)

- 第1条
1. 国際社会の一員としての自覚を持ち、内外の法令を遵守する。また、高い企業倫理と社員倫理を保ち、社会人としての良識と責任を持って行動する。
 2. 各国の文化、習慣、歴史をよく理解し、これを尊重する。
 3. 人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害などに基づく差別をしない。

(職場環境及びセクシャルハラスメント)

- 第2条
1. 豊かな個性と多様性を持つ当社役職員が、その能力を十分発揮できるよう、お互いに相手の人格及び個性を尊重すると共に、自由に意見を交え、開かれた明るい職場環境を作る。
 2. 性的嫌がらせ、または他人に性的嫌がらせと誤解されるおそれのある行為をしない。また、相手に不快感を与える性的言動をしない。
 3. 公序良俗に反する行為などにより、職場の健全な風紀、環境、秩序を乱

さない。

(公正な取引:独占禁止法等の遵守)

- 第3条
- 1.常に公正、透明、且つ自由な競争を通じて、適正な条件で商品・サービスを提供し、独占禁止法を遵守した事業活動を行う。
 - 2.同業者と販売価格についての取決めや、数量、販売地域、顧客などの割当を行わない。
 - 3.入札において、落札者、落札価格を取決めるなどの談合をしない。

(公正な取引:調達活動)

- 第4条
- 1.調達先の選定にあたっては、常に公平・公正を期すと共に、最も優れた物品・サービスの調達に努める。
 - 2.下請業者との取引において、不当な買いたたき、受領拒否、返品、支払遅延などをしない。

(公正な取引:販売活動)

- 第5条
- 共同ボイコット、不当廉売、抱き合わせ販売、排他条件付取引、再販売価格の維持、拘束条件付取引、優越的地位の濫用など不公正な取引をしない。

(利益相反行為及び公私のけじめ)

- 第6条
- 1.競合他社や取引先のために働き、また、自分のために会社と取引するなど、会社と利害が対立したり、そのように見えることは行わない。
 - 2.会社の資産や情報システムを会社業務以外の目的のために使用しない。
 - 3.会社の承認を得ないで、他の職業に従事しない。
 - 4.会社の承認を得ないで、非公開会社の取引先または投資(検討)先の株式を取得しない。

(接待・贈答)

- 第7条
- 1.公務員またはこれに準ずる者に対し、その職務に関し金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しない。
 - 2.外国の公務員またはこれに準ずる者に対し、営業上の不正の利益を得るために、金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しない。
 - 3.代理店、アドバイザー、コンサルタント等に対する支払が公務員やこれに準ずる者への違法な働きかけのために使用されられると思われる場合、そのような支払を行わない。
 - 4.取引先等の役職員に対し社会通念を超える金融、贈物、接待その他の経済的利益を供与しない。また、取引先等の役職員から社会通念を超える経済的利益を受領しない。

(情報の取扱い)

- 第8条
- 1.会社の秘密情報、顧客情報、及び個人情報 は 厳重に管理し、これを第三

- 者に漏洩せず、また、会社の業務以外の目的のために使用しない。
2. 第三者から開示を受けた秘密情報も会社の秘密情報と同様に扱う。
 3. コンピューターソフトウェアの無断コピーなど他人の知的財産権を侵害する行為をしない。
 4. 投資家保護のために法令または証券取引所の規則に定められた会社情報の積極的且つ公正な適時開示を行う。
 5. 投資家の投資判断に著しい影響を及ぼす当社や取引先等の重要事実を知った場合は、その事実が公表されるまでは、その株式等の売買(インサイダー取引)を行わない。
 6. 他人の営業秘密の不正な取得や使用などの不正競争を行わない。

(輸出入手続・各種業法の遵守)

- 第9条
1. 輸出入手続を遵守する。また、禁制品を輸入しない。
 2. 国際的な平和と安全維持のため、輸出取引においては、安全保障貿易管理に関わる法令を遵守する。
 3. 担当商品、サービスに適用される規制内容を理解し、許認可等の手続を遵守する。

(会社資金と会計報告)

- 第10条
1. 会社の資金、資産は適切に管理し、正当な業務目的にのみ使用する。簿外の資金、資産は保持しない。
 2. 会計報告は正確性を常に確保し、適時・適切に行う。虚偽または誤解を招く帳簿の記載は行わない。

(献金・寄付等)

- 第11条
- 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際は、政治資金規正法などの関係法令を遵守し、正規の方法に則って行う。

(社会貢献)

- 第12条
- 良き企業市民として地域社会や国際社会との調和を図り、ステイクホルダーとの信頼関係を築き企業価値の持続的向上を図ると共に、豊かで住み良い地域社会や国際社会の実現のため積極的な社会貢献を推進し、持続可能な社会の創造に努める。

(環境保全)

- 第13条
1. 環境保全に関する法令を遵守し、環境保全及び資源・エネルギーの効率的活用に関する啓発活動を積極的に行う。
 2. 新規事業の環境影響評価手順を深化させ、企業活動と環境保全の両立を図る。
 3. 環境にやさしい技術の開発と普及に貢献し、常に安全性に配慮する。

(反社会的勢力への対応)

- 第14条 1. 総会屋、暴力団等の反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応する。
2. 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引もしない。

(製品・サービスの品質・安全の確保)

- 第15条 1. お客様の安全と信頼を第一に考え、原材料の購入、製品の開発、製造、流通及び廃棄に至る全ての段階において、法令及び社内関連規程等に従って、適切性・安全性を追求する。
2. 製品に付す表示・使用説明書などには適切で分かり易い表現を用い、正確に記載する。
3. 万一、製品・サービスによる事故情報、その他安全性に関する情報を得たときは直ちに上司ならびに関連部門に対して的確に報告し、事故により被害が生じた時は誠意をもって迅速且つ適切に対応する。

(知的財産権の保護)

- 第16条 知的財産権は事業活動の生命線であることを理解し、自らの権利の保護に努めるとともに、他者の権利の侵害に当たらないように細心の注意を払う。

(報告及び処分)

- 第17条 1. 役職員がこの行動規範に違反する行為を発見したときは、関係本部、総務部、コンプライアンス責任者・担当者または上司に報告・相談する。
2. この行動規範の違反に関して匿名の報告・相談を希望する役職員は、指定した社外の弁護士に報告・相談ができる。
3. 役職員は、違反の有無に関する事実調査に協力する。調査により、違反行為が明らかとなった場合、違反者及びその監督責任者は、従業員就業規則などに基づく懲戒処分の対象となる。
4. 会社は、違反行為に関する報告・相談を行った役職員及び報告後20日を経過しても会社が適切な行動を取らなかった時に、緊急を要すると判断し監督官庁等へ報告・相談を行った役職員や事実調査に協力した役職員に対して、そのことを理由として、不利な扱いを行わず、各職場においてそのような取扱いが生じないよう最善の注意を払う。

(附則)

(規範の改廃)

- 第18条 本規範は総務部が立案し、取締役会が決定する。

(施行)

- 第19条 本規程は、平成19年4月1日から施行する。